住宅リフォーム助成事業の実施について

経済部商工労働課

居住環境の向上と地域経済の活性化策の一環として、平成27年度も引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

記

1 予 算 額 1 億円 (20万円分×500件)

2 補助率・補助限度額 対象工事費の30%で最大20万円を助成

3 最低工事費 10万円(消費税を除く)

4 申請受付期間 平成27年6月8日(月)~7月10日(金)の平日

5 申請者向け事前相談会 平成27年5月18日(月)~6月5日(金)の平日

- 6 **主な変更点** (1)過去2年(平成25年度及び26年度)に本事業を利用 した方は、今年度の利用はできません。
 - (2) 今年度より他の補助事業との併用が可能となります。 ※工事が重複する箇所は、本事業の対象外経費として扱います。
- ※ 事業の詳細については、別紙パンフレット「住宅リフォーム助成事業のご案内」をご覧ください。